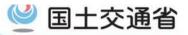
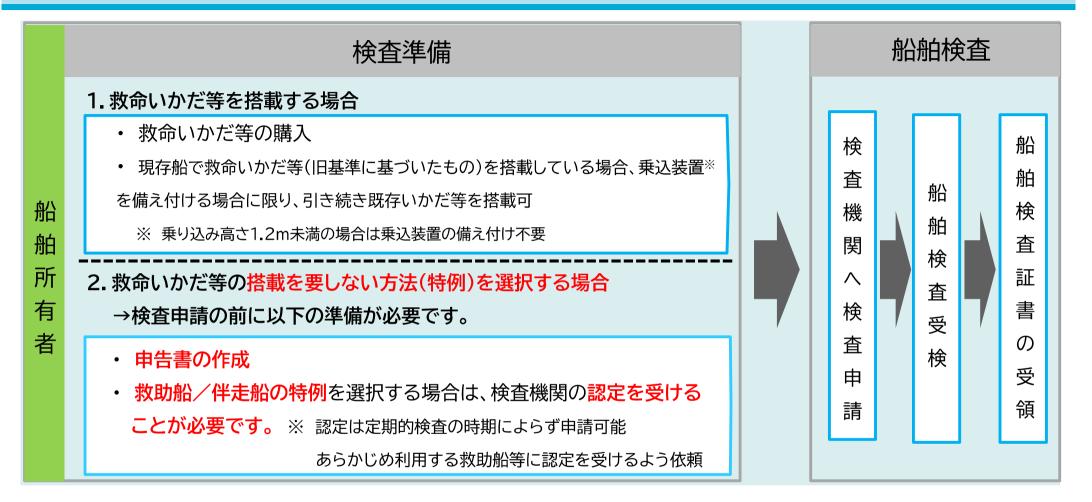
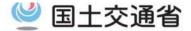
救命いかだ等の義務化に関する船舶検査の流れ





- ・ 申告書は、Excelから作成することができます。
- ※ Excel (Microsoft Office2016以上)が利用できない方は最寄りの検査機関にご相談下さい。
- ・認定を受ける救助船又は伴走船の船舶所有者は最寄りの検査機関に<mark>様式</mark>を提出してください。

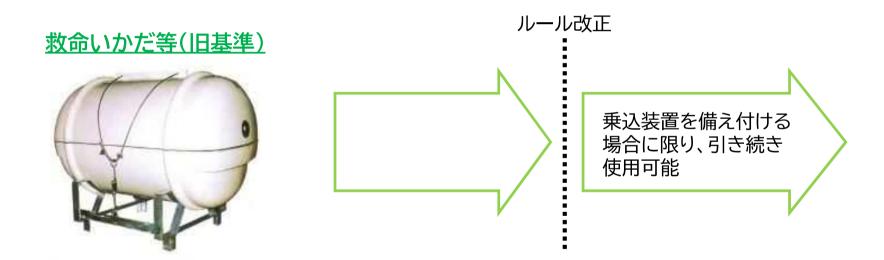
注:申告書を作成するExcel、救助船又は伴走船の認定を受ける様式は以下で公表されています。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime fr8 000061.html



現存船で<u>救命いかだ等(旧基準に基づいたもの)^{※1}を搭載</u>している場合、<u>乗込装置^{※2、※3}を</u> 備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載可

※1 救命いかだ等:救命いかだ又は内部収容型救命浮器(当該浮器は、床上に収容できる人数分のものとして使用可能)

- ※2 乗込装置(乗り込み高さが1.2m以上の場合):シューター、スライダー、乗込用はしご(注)
- ※3 乗り込み高さ1.2m未満の場合は乗込装置の備え付け不要



(注) JIS F 2617:2012を満たす乗込用はしごについても使用可能(ISO 5489:2008も同様)。 なお、乗り込み高さ2.0m未満の場合は、「簡易はしご」も使用可能。

(簡易はしごの技術基準)

- ・簡易はしごのはしご長さは乗り込み口から水面まで達する長さであること。
- ・ブルワークに引っかけるようなU字型のフックでも差し支えない。
- ・持ち手とステップがあり、乗り降りするのに支障がないこと。

救命いかだ等を搭載しない対応方法 例①

- ピ 国土交通省
- > 水温20℃未満となる水域の航行時に救命いかだ等を搭載せずに航行する方法(伴走船と航行)の一例。
- 本来であれば、伴走船には要救助者分の定員を空ける必要があるが、要救助者用別枠定員(別枠)を活用することで、 <u>乗船者数を減らさずに航行可能。</u>
- お互いに視認できる位置を航行することで、それらの船舶には方法②「伴走船と航行」が適用されるため、当該期間、 救命いかだ等の搭載が不要。

航行イメージ図

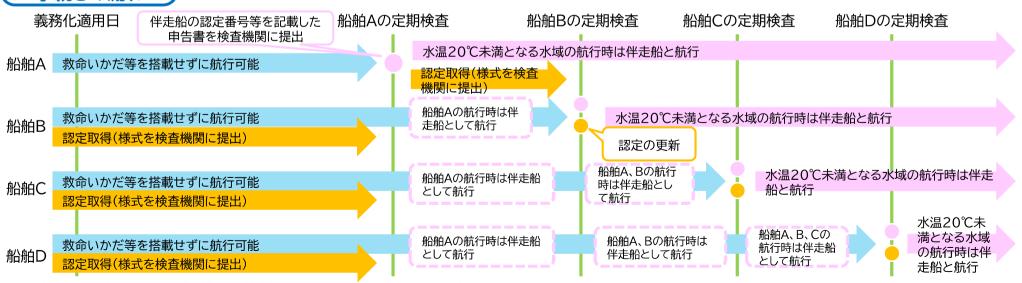
▶ 船舶A~Dが、要救助者用別枠定員(別枠)を活用する ことで、お互いに視認できる位置等の条件*の下で、乗 船者数を減らさずに航行

船舶A:最大とう載人員13人(船員1人、旅客12人)+別枠4人 船舶B:最大とう載人員13人(船員1人、旅客12人)+別枠4人 船舶C:最大とう載人員13人(船員1人、旅客12人)+別枠5人 船舶D:最大とう載人員13人(船員1人、旅客12人)+別枠5人

	船舶A	船舶B	船舶C	船舶D
船団で航行時	旅客 <mark>12</mark> 人 (<mark>4</mark> 人救助可能)	旅客 <mark>12</mark> 人 (4人救助可能)	旅客 <mark>12</mark> 人 (5人救助可能)	旅客 <mark>12</mark> 人 (5人救助可能)
仮に船舶Dから 退船する場合に 救助する人数	-	-	-	13人 (船員1人+ 旅客12 人)
船舶Dから退船 した人を搭載後	16人 (旅客 <mark>12</mark> 人+ 船舶Dの乗員4人)	16人 (旅客 <mark>12</mark> 人+ 船舶Dの乗員4人)	17人 (旅客 <mark>12</mark> 人+ 船舶Dの乗員5人)	-

※:船舶所有者が、視認できる位置を航行することを申告書で宣誓

手続きの流れ

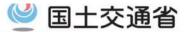


注:申告書を作成するExcel、救助船又は伴走船の認定を受ける様式は以下で公表されています。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html

伴走船となる船舶が認定取得時に提出する書類のイメージ 💚 国土交通省

<text><text><text><text><list-item><list-item> (安約) 图 (安赦) 图 (安太) (金方) (金方) (金方) (金) (3) (3) (3) (3)) (金) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)</list-item></list-item></text></text></text></text>	様式1 伴走船及び救助船の設備及び要救助者用別枠定員の認定願い 年 月 日(願い出日)	 小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)の場合の提出資料 ・左図の書類に加えて、以下①、②の書類を検査機関に提出 ① 船舶検査証書(写し) ② 船舶検査手帳(写し)
支部名 支部		 書類を検査機関に提出 ③ 船舶検査証書に記載される最大搭載人員に加え、 要救助者用別枠定員を算入した復原性資料 2部 ④ 定員算定場所を示す資料 2部 ② 定員算定場所を示す資料 2部 ② 再乗艇するための設備(簡易はしご等)が備付けられていること。 ② 小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪又は救命浮環が2個搭載されていること ③ 営業船と相互に連絡ができる通信手段の備え付け ④ (要救助者用別枠定員を取得を希望する場合)提出された

例①の船舶Aの申告書のイメージ(その1)



船舶Aの申告書のイメージ(1枚目)

位置保持型能振式救命いかだ等の搭載を要しない方法を利用するための申告書

12

援 出 日西田 牟 月

-

所 東京都千代田区

船 船 所 有 者 氏 名 又 は 名 称 国土交通省

電 話 勇 号 03-5253-8111

救命投爆焼則第57条第3項、第58条第1項、第69条第2項又は第69条の2第1項(級トン数20トン未満 の小型船舶にあっては小型船舶安全規則第58条第3項)に規定する水温その他航海の態様を次のとおり申告 します。

なお、本中告書の記載専項に変更が生じた場合は、最寄りの検査機関に改めて本様式により中告書を提出 します。

1 所有者の船船情報(本船)

賢

RQ .			名					- 49	fe A					
<u>R0</u>	船	*	号					230-3	26247					
航	行	X	坡			01	〒水区域	6	923)	日海区域	ģ.			
	ener ser			21		15人								
最	大括	載人	×.	0480	я	*	13.4		я	zλ	全國	0 8	-	ų.
相戸機	うに浸	水しな	4 1		水密全	通甲板を打	すする船	AG .	口不试性》	見び安定	19.5	E有す	る絵船	

2 申告する航海の態様

水園① (航行する水域に水園10°C末満となる水域が含まれる時期)

	2月1日~	4月14	8			
		村	例	٢	一定の水温を下回る時期に航行しない	
ĺ	60	村	例	0	伴走船と共に航行する	
I		拘	例	3	救助船を配備する	
I		わ	例	۲	船内に浸水しない構造を有する	
ĺ		特	例	(5)	母港から5海里を超えて航行しない	

水源②(航行する水域に水道10°C以上15°C未満となる水域が含まれる時期)

2月5日~	1月31	I. I.	4月15	日~5月29日	
	特	例	٩	一定の水温を下回る時期に航行しない	
62	特	例	٢	伴走船と共に航行する	
	钧	例	۲	救助船を配備する	
	特	例	٢	和内に浸水しない構造を有する	
	持	例	(5)	母港からる海里を超えて航行しない	
	8	口 特 說 特 日 特	 口 特例 超 特例 口 特例 口 特例 	時例① 約例例② 時例③ 時例④ 時例④ 時例④	図 特 ① 伴走船と共に載行する □ 特 ④ 激励船を配備する □ 特 例 ④ 和内に浸水しない構造を有する

水通③ (航行する水域に水道15°C以上20°C未満となる水域が含まれる時期)

10月9日~	-12月4日、5月30	日~7月11日	
	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない	
88	特例 ②	伴走船と共に航行する	
	特例③	救助船を配備する	
	特例④	細内に浸水しない構造を有する	
0	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない	
		特例① Ø 特例② 日 特例③ 日 特例④	昭 特 例 ② 伴走船と共に航行する 日 特 例 ③ 救助船を配備する 時 例 ③ 救助船を配備する 時 例 ④ 船内に浸水しない構造を有する

船舶Aの船舶検査証書のイメージ(2枚目)

3 船船の航行区域の水温その他航海の態棒(具体的な内容)

*週③(航行する木城に水道10℃未満となる水域が含まれる時期) 2月1日~4月14日

本船(船船A、船船番号230-26247)は、水域135(沿海区域(水温20°C以上となる水域を除く))を航行す る際、別表(伴走船」水温①)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。

遵守事項

・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別長の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(物助)できるようにすること ・伴走船がは、出航から帰港まで本船を家に提該でき、かつ、万が一業客が水中待機した場合であっても早急 に救助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が果粕すること (なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航的にその旨を説明し環解 を得ること)

水園②(銀行する水域に水園10℃以上15℃本園となる水域が含まれる時期) 1205日~10,1010、4015日~50,50 本船(船舶,船舶署号230-26247)は、水域135(沿海区域(水園20℃以上となる水域を除く))を航行す る際、別書(件単品)水園②)に掲げる船舶(以下「件単船」という。)と共に航行する。

遵守事項

・3隻以内の伴走船と共に航行すること ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(数助)できるようにすること。 作走船が,出航から帰港まで本船を常に視聴でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急 に救助できる位置を航行すること。 、伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が要約すること (なお、船員以外の書を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し環解 を得ること)

水通②(銀行する木城に水道15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期) 10月9日~12月4日、5月30日~7月11日

本船 (船船A,船船番号230-26247) は、水域135(沿海区域 (水温207C以上となる水域を除く))を航行す る際、別表(伴走船,水温③)に掲げる船舶(以下「伴走船」という。)と共に航行する。

遵守事項

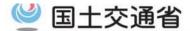
・3隻以内の伴走船と共に航行すること

 ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載(救助)できるようにすること

・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき。かつ、万が一裏帯が水中待機した場合であっても早急 に数助できる位置を航行すること ・伴走船には、船長のほか数助を補佐する素1名以上が栗船すること

(なお、船員以外の者を補放人として指定する場合、船長はその者に対し、発航的にその旨を説明し環解 を得ること)

例①の船舶Aの申告書のイメージ(その2)



船舶Aの申告書のイメージ(3枚目)

別表(伴走船_水湯①)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式

2 伴走船の船名、船船番号、認定番号等

1				伴走船A	伴走船B	伴走船C
舱.			名	船舶B	船舶C	船舶D
船	秬		9	123-45678	234-56789	345-67890
認	定	2	号	JCI2025-101	JCI2025-201	JCI2025-301
括 (景	载 可 大乐载人员+要3	記 表記来用別本	人 員 (定員)	17人	18人	15人

伴走船の船舶所有者の記名欄(伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

14	走	粒	A	σ	80	船	所	有	*	
(¥	走	和	B	ŋ	和	耛	所	有	*	
伴	走	松	с	σ	和	秮	Ħ	有	*	

别表(伴走船_水温(2))

1	本船に搭	載してい	る伴走船との通信手段	

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

1				伴走船A	伴走船B	伴走船C
检			*	船舶B	船舶C	船舶D
8û.	枪	2	-	123-45678	234-56789	345-67890
認	定	8	+	JCI2025-101	JCI2025-201	JCI2025-301
振 (書)	数 可 大拓戦人員+要打	R.	人員	17人	18人	15人

伴走船の船舶所有者の記名欄(伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

別表(伴走船_水温③)

1	本船に搭載している伴走船と	の通信手段
	通信設備の名称及び型式	

2 伴走船の船名、船舶養号、認定養号等

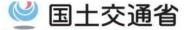
認	Ê		*	9	JCI2025-101	JC12025-201	JCI2025-301
船		é.	÷.	号	123-45678	234-56789	345-67890
和				名	船舶B	船舶C	船舶D
					绊走船A	伴走船B	伴走船C

伴走船の船舶所有者の記名欄(伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

¥	虎	e.	般	A	σ	2	船	耛	m	有	者
(#	康	R.	40	в	đ	2	松	船	所	有	#
ŧ	走	Ł	船	c	ø	>	粮	船	所	有	*

3/5

提出した申告書は、船舶検査の結了時に船舶所有者に 返却される。 返却された申告書は、船舶検査手帳に添付する。



別級

(表面)

船舶検査証書

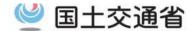
					第2-	- 2	84号	き (書換)
<u> 船種</u> 2	皮び 船名	船舶番号、船舶検査済家の番	ヲ又は後 厳登録 香ヲ	船筆	著 港	又は	:定任	系港
)气船 船	舶 A	第230-26	247号	東京	都	Ť	代田	a e
総トン数3	又は船舶の長さ	用	途	船	舶	所	有	者
(4.5	トン未満 (9 メートル)	旅客	船	围	£	交	通	省
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、岩手県 川を経て、同県花 ら20海里以内の	御籍境灯台から900 淵灯台から145度に 水域及び船舶安全法施	配すしいた線と 同いた線の間 行規則第1条	、宮城県 宮おけての 第6項の	南三	陸町道道	注 う。	
最大	旅客							13人
、 と う	船員							2人
載	その他の乗船者							人〇
入 員	計							15人
制限	【 汽 庄					_		
その他の)航行上の条件	別紙の水域135以外に ことを禁止する。	こおいては、旅客	『を搭載し	て航行	の用に	供する	,
有効	」 期 間	令和 4年	4月22日	まで	3			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 ^{令和 3年11月22日 (東京)} 日本小型船舶検査機構								
				<u>да</u> (24113	188	山居	

(別紙)

水県番号の示す範囲は、下表に掲げる東の経度、南の緯度、西の経度、北の緯度の線により囲まれた水域を、下表に掲げる同一の水域番号を有する全ての小分 類について構成した水域をいう。

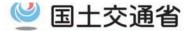
水域番号	小分類	2	南	束	丙
135	宫城県沿岸_01	北緯38度15分	北持38度	東経141度	東超140度45分
135	宫城県沿岸_02	北緯38度15分	北纬38度	東経141度15分	束縫141度
135	宮城縣沿岸_03	北韓38度30分	北阔38度15分	東程141度15分	東程141度
135	宫城鼎沿岸_04	北韓38度15分	北緯38度	東經141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_05	北待38度30分	北荷38度15分	東径141度30分	東程141度15分
135	包城県沿岸_06	北緯38度15分	北緯38度	東経141度45分	束經141度30分
135	宫城蔡沿岸_07	北韩38度30分	北緯38度16分	東程141度45分	東줱141度30分
135	宫城県沿岸_08	北緯38度45分	北緯38度30分	東經141度45分	京極141度30分
135	宫城栗沿岸_00	北韓39度	北線38度45分	東經141度45分	束缝141度30分
135	宫城県沿岸_10	北緯38度15分	北緯38度	東経142度	東發141度45分
135	宮城縣沿岸_11	北韓38度30分	北緯38度15分	東経142度	莱硅141度45分
135	宫城県沿岸_12	北緯38度45分	北緯38度30分	東發142度	포 轻141度45分
135	宫城県沿岸_13	北韓39歲	北緯38度45分	東経142度	桌鞋141度45分
135	宫城察沿岸_14	北緯39度0分36秒	北緯39度	東経141度42分	東経141度30分
135	宫城県沿岸_15	北韓38度45分	北緯38度30分	東經141度30分	麦 錘141度26分24利

例①の船舶Aの船舶検査手帳のイメージ(その1)



Т	影質	FRF	検査済票の香号	\$230)-26247号	
İ		長さ(LR)	4. S9 n	#8の長さ(L)	п	更
#6		416 (BR)	1.98 m	#6の帽(B)	п	
	主 雵 目	禄さ(DR)	0.96 n	船の得さ(D)	п	
Бļ		全 륫	了四未得	「総トン数	14	
⊯[製造者名	やマハ発動機(株	>			船舶検査済票の番号 第230-26247号
	製造者型式	FLS	规造	香号 0000	166	
	予備検査委号	42-91304	12 #64#4	黺香牙		
┫	根開の種類	船内外根 煭	造 書 名 マーキュリー社	: ()#\$)		船舶検查手帳
	製造者型式	мсм з. ог		<u> </u>	2A190046	
	予備検査委号	50-14002	Z		± 48,	
ľ	道统最大出力	69.87	KV 95.0E	25 連続最大回転	表 4400 rpm	
ľ	機関の種類	规	造書名			
	製造香型式			製造香号		
m	予備検査委号				± 49.	
ł	道统最大出力		KV	75 連続最大回転	te. Ipn	令和 1年 6月 6日 交付
Ī	機関の種類		查書名	17 I	7	
	製造書型式			製造香号		
	予備使査委号			2 2 2	7 ~ 7	日本小型船舶検査機構
l	道统最大出力		KV E	25 連続最大回転	tk rpn	
#	ブロペラ軸	材料 径	nn			
*	中間軸	材 料 径				

例①の船舶Aの船舶検査手帳のイメージ(その2)



(1) 怏直の呼朋及ひての靴打の記球	(1)	検査の時期及びその執行の記録
--------------------	-----	----------------

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
平成28年 1月22日から 平成28年 4月22日まで	第5回 定期検査	主機換装	平成28年 3月16日 東京支部 日市肌型 顧船験歯 際福祉医
平成31年 1月22日から 令和 1年 7月22日まで	第一種 中間検査		令和 1年 6月 6日 東京支部 同前順型 顧紹縦間
令和 4年 1月22日から 令和 4年 4月22日まで	第6回 定期検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

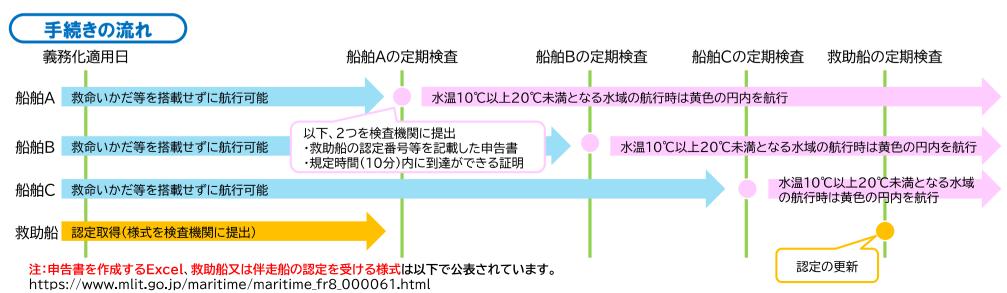
- ◆ 第1回定期検査 平成 4年 4月23日 新造
 ◆ 特例の種類:特例 2
- ◆ 特例())種類:特例:

船舶検査手帳と共に申告書を船舶に備え置きするため、船舶所有者等は船舶検査手帳 (申告書)を確認することで伴走船の情報が分かる。

救命いかだ等を搭載しない対応方法 例2

 > 10℃以上20℃未満となる水域の航行時に救命いかだ等を搭載せずに航行する方法(救助船を配置)の一例。
 > 救助船の速力(出動が想定される最も厳しい波風の影響を考慮した速力)で換算して10分以内に到着できる範囲内 (黄色の円内)を航行することで、それらの船舶には方法③「救助船の配備」が適用されるため、当該期間、<u>救命いか</u> <u>だ等の搭載が不要</u>。



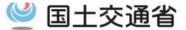


国十交诵省

救助船となる船舶が認定取得時に提出する書類のイメージ 💚 国土交通省

様式1 伴走船及び教助船の設備及び要救助者用別枠定員の認定願い 年 月 日(願い出日)	<u>小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)の場合の提出資料</u> ・ <mark>左図の書類に加えて、以下①、②の書類を検査機関に提出</mark> ① 船舶検査証書(写し) ② 船舶検査手帳(写し)
<page-header><text><text></text></text></page-header>	 ・要救助者用別枠定員を取得を希望する場合は以下③、④の 書類を検査機関に提出 ③ 船舶検査証書に記載される最大搭載人員に加え、 要救助者用別枠定員を算入した復原性資料 2部 ④ 定員算定場所を示す資料 2部 ② 定員算定場所を示す資料 2部 ② 加型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪又は救命浮環 が2個搭載されていること ③ 営業船と相互に連絡ができる通信手段の備え付け ④ (要救助者用別枠定員を取得を希望する場合)提出された 資料③及び④を確認する

例②の船舶Aの申告書のイメージ(その1)



		の申告書のイメージ(1枚目)	船舶Aの
Lari. のは、中市商業の記載事項に変更が加じた場合は、最寄りの検索機関に改めて非接近により中向書を提出します。 用守面 キー編の範囲に、数約 キー編の範囲に、数約 生まのの範囲に、数約 生まのの範囲に、数約 こと ・生気の範囲に、数約 ・生気の範囲に、数約 ・生気の範囲に、数約 ・生気の範囲に、数約 こと ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数約 ・支数の範囲に、数1 ・支数の ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に受けたい場合をする ・支数の範囲に、数1 ・支数の範囲に ・支数の範囲に、数1 ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲 ・支約の範囲に ・支約 ・支約 ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約 ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の範囲に ・支約の ・支約 ・支約の ・支約の ・支約の ・支約の ・支約 ・支約の	<u>R</u>	播 出 日 <u>西藤 年 月 日</u> 住 所 <i>東京都</i> 千代田区 船 船 所 有 者 氏 会 又 は 名 称 聞 話 番 号 03-5253-8111	本相《船和A、船相番号23 水道② (航行する水域に水道1 12月5日~1月31日、4月35日 本和《紀和A、和相番号23
回 市 紙組入 ・ ・ ・ ・ ・ * <th>します。 なお、本申告書の記</th> <th></th> <th>る際、別委(牧助船」水温 遵守事項 - 本船の創語は、牧助船の - 牧助船は、本船が航行の</th>	します。 なお、本申告書の記		る際、別委(牧助船」水温 遵守事項 - 本船の創語は、牧助船の - 牧助船は、本船が航行の
市 市 市 市 市 市 市 日 10 日 10 日 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		C. C	
前 元 200/20241 前 行 豆 日平水反域 認知海反域 前 方 三 日 155 最 大 所 重 1 155 最 大 所 重 1 1 1 日 日 1 1 1 1 1 日 日 1	-		
日本 計 15人 日本 日本 13人 日本 2人 日本 10 日本 10.111111111111111111	107 109 020 -		Constant, M. Bill Old S
県 大 括 載 人 典 ()(10) 座 本 13人 転 直 2人 転 車 人 和 内 に 浸水 し な い □水田会遇甲級を有する船舶 □不沈信及び安定性を有する船舶 四 水田会遇甲級を有する船舶 □不沈信及び安定性を有する船舶 1009日~12月4日, 50 2 申食する結果の影響 *2.0 (和行する水城に本品びて黒地をなる水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行する水城に本品びて黒地をなる水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行す水城に本品びて黒地をなる水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行す水城に未見びて黒地をなる水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行す水城に未見びて黒地をなる水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行す水城に未見びて黒しをな水域が含まれる時期) 7月1日 ~~114日 (和行す水城に未見なる水域が含まれる時期) 7月2日 月1日 ~~114日 10月 伊 ⑦ ② 和助なを提倡する (日 ① ~~200水風を下田る時期に執行しない *#20 (執行す水域に未見びによいたの未見なる水域が含まれる時期) 1019日~-12月4日、5月2日 10月 仲 ⑦ ③ 和助なに浸水しない構造を有する (日 ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑧ 11日 仲 ⑦ ③ 和力を浸むないたの時点を有する (日 ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦ □ ○ ○○○○○○○○○○○○	航行区常		
(1)10 第 (1)111 (1)111 (1)111 </td <td>最大語載人子</td> <td></td> <td></td>	最大語載人子		
画 の 要 中 ①水田全通甲根を有する船舶 □不式信及び安定性を有する船舶 107710 AULCS 2 中食する航海の取機 *本剤(航行する水風に本規100以無となる水域が含まれる時期) 27111-47140 57 2.111-47140 1 一定の水温を下回る時期に航行しない 第 第 第 2.111-47140 57 2.111-47140 1 一定の水温を下回る時期に航行しない 第 第 2.111-47140 37 2.111-47140 1 一定の水温を下回る時期に航行しない 第 第 3.2111-47140 57 *	20 CONTROL CONTROL OF		
2 中食する航海の慰穂 水通0(銀行する水域に水道10℃洗道となる水域が含まれる時間) 2月1日-4月14日 2月1日		ロ水密全通甲板を有する船舶 ロ不沈性及び安定性を有する船舶	水漏③(航行する水域に水漏)
● 村 村 ① 一年の次進を下回る時期に能行する *本船の航路は、設計 □ 村 丹 ② 作業船を共に転行する *表約前 □ 村 丹 ③ 市業が上ない構造を有する *表約前 □ 村 丹 ③ 市業がたない構造を有する *表約前 □ 村 丹 ③ 市業が大しない構造を有する *表別約1:4(1) * 第 丹 ④ 市業の大規である *表別約1:4(1) * 米温② (低行する未成が満立たるう場望を超えて航行しない *表別約1:4(1) *表別約1:4(1) □ 村 丹 ② 空の水温を下回る時期に航行しない *表別約1:4(1) □ 村 丹 ③ 御前に航行しない *表別 * 第 丹 ③ 御前に航行しない * * 第 丹 ① 一 #加がまたるが構成 10月 日 村 丹 ① 一 10月91:121442. 5月204:7月11日 111 □ 村 丹 ③ 御前和を説得する □ 村 丹 ④ 御加を説得する □ 村 丹 ③ 御加を説得する □ 村 丹 ③ 御加を説得する □ 村 丹 ④ 御加を記録をする □ 村	 申告する航海の際 水道① (取行する水道に水 		本船(船船A、船舶署号2 る際、別長(秋助船」六道
□ 特 例 ① 加助在運転する ・税助船は、本船が船 □ 特 例 ② 和助た運転とない構造を有する ・税助船には、税助 □ 特 例 ③ 和助た運転とない構造を有する ・税助船には、税助 □ 特 例 ③ 和助た運転となる未成が含まれる時期) ・税助船には、税助 12050-115310、40150-5月39日 ・税助船に ・税助船には、税助 □ 特 例 ③ 中途からる海里を超えて航行しない ・税助船には、税助 ・税助船には、税助 □ 特 例 ③ イジの私意を下回る助却に航行しない ・ ・ □ 特 例 ④ 和内に進水しない構造を有する ・ ・ □ 特 例 ④ 用途からる海里を超えて航行しない ・ ・ □ 特 例 ④ 用途からる海里を超えて航行しない ・ ・ ■ 特 例 ④ 用塗からる海里を超えて航行しない ・ ・ ■ 市 例 ④ 和内に進水には加速を有する ・ ・ □ 特 例 ④ ー定の水温を下回る助却に航行しない ・ ・ ■ 特 例 ④ ー定の水温を下回る助却に航行しない ・ ・ □ 特 例 ④ ④ 一定の水温を下回る助却に航行しない ・ ・ □ 特 例 ④ ⑦ 税助船を設備する ・ ・ ・ □ 特 例 ④ ④ 和助に能力を設備する ・ ・ ・ □ 特 例 ④ ④ 和助に転行したい構造をするる ・ ・ ・ □ 特 例 ④ ④ 和助なに進水しない構造をすずる ・ </td <td>副物例①</td> <td></td> <td></td>	副物例①		
□ 内 円 円 10 20 あれた歴史しない構造を有する 5			
□ 特 例 ③ 印港からち海里を超えて軟行しない - 教励船には、教励例 +潮②(執行する未確は未選10℃以上15℃未満となる未成が含まれる時期) 12月5日~1月31日~5月29日 - 教励船には、税扱の □ 特 例 ③ 一定の水温を下回る時期に執行しない - 教励船には、税扱の □ 特 例 ③ 中走船と大に軟行する - □ 特 例 ③ 和助船を配備する - □ 特 例 ③ 和助船を配備する - □ 特 例 ⑤ 印港からす海里を超えて執行しない - □ 特 例 ⑤ 印港からす海里を超えて執行しない - +薬⑤(執行する未成は未満して執行しない - +薬⑤(執行する未成は未満して執行しない - □ 特 例 ⑤ 印港からす海里を超えて執行しない - □ 特 例 ⑥ 一定の水温を下回る時期に執行しない - □ 特 例 ⑥ 一定の水温を下回る時期に執行しない - □ 特 例 ⑧ ⑦ 一定の水温を変目のる - □ 特 例 ⑧ ⑦ 一定の水温を変目のる - □ 特 例 ⑧ ⑦ 小説の記を提示る - □ 特 例 ⑦ ⑦ 初助船を配備する - □ 特 例 ⑧ 和助に使用する -			
*連② (銀行する木塚に水道10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期) 12月5日~1月31日、4月15日~5月29日 □ 特 例 ① 一定の水温を下回る時期に銀行しない □ 特 例 ② 伴走船と共に航行する □ 特 例 ③ 政治総を起帰する □ 特 例 ③ 印造から5海里を超えて執行しない *連③ (銀行する木塚に水道15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期) 10月9日~12月4日、5月30日~7月11日 □ 特 例 ① 一定の水温をで回る時期に航行しない *連③ (銀行する木塚に水道15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期) 10月9日~12月4日、5月30日~7月11日 □ 特 例 ① 一定の水温を下回る時期に航行しない □ 特 例 ① 一定の水温を下回る時期に航行しない □ 特 例 ① 一定の水温をする □ 特 例 ④ 和内に浸水しない構造を考する □ 特 例 ④ 和助を整備する □ 特 例 ④ 和助に使水しない構造を考する			・教助船には、教励時に
10月9日~12月4日、5月30日~7月11日 □ 特 例 ① 一定の水温を下回る時期に航行しない ● 特 例 ② 伊走船と共に航行する ■ 特 例 ③ 和助和を配備する □ 特 例 ④ 和内に浸水しない構造を有する	12月5日~1月31日,4月 日 特例 (3 日 特例 (3 12) 特例 (3 12) 特例 (3 日 特例 (3 日 特例 (3	5日~5月29日 一定の水温を下回る時期に航行しない 伴走船と共に航行する 救助船を配備する 船内に満水しない構造を有する	- 教助船には、船鉄のほ
10月9日~12月4日、5月30日~7月11日 日 特 例 ① 一定の水温を下回る時期に航行しない 特 例 ② 伴走船と共に航行する 10 特 例 ③ お助和を融係する 日 特 例 ④ 組内に浸水しない構造を有する	水道() (総行する水戸に水	115°C以上20°C未満となる水域が含まれる時期)	
日 特 例 ⑦ 学校規範を配備する 日 特 例 ① 教助船を配備する 日 特 例 ④ 船内に浸水しない構造を有する		00~7月11日	
10 特 例 ③ 救助船を配備する □ 特 例 ④ 船内に浸水しない構造を有する		一定の水温を下回る時期に航行しない	
日 特 例 ④ 船内に浸水しない構造を有する	口特例①		
	日林田〇	伴走船と共に航行する	
村 例 ⑤ 母港から5海里を超えて航行しない	 	伴走船と共に航行する 救助船を配備する	

告書のイメージ(2枚目)

「海の駆機(具体的な内容) ころ水域が含まれる時期)

は、旅客を搭載して、水域135(沿海区域)を航行しない。

(未満となる水域が含まれる特級)

は、水域135(沿海区域(水温20°C以上となる水域を除く))を航行す げる船舶(以下「救助船」という。)を配傷する。

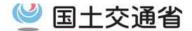
前内とすること E船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機してい は旅客を搭載しないこと #佐する者1名以上が栗船すること

C末満となる水域が含まれる時期)

は、水域135(沿海区域(水温20°C以上となる水域を除く))を航行す いずる船舶(以下「救助船」という。)を配備する。

前たすること #船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機してい は旅客を搭載しないこと #佐する者1名以上が乗船すること

例②の船舶Aの申告書のイメージ(その2)



船舶Aの申告書のイメージ(3枚目)

別表(救助船」水温②)

1 本船に搭載している救助船との通信手段	
----------------------	--

通信設備の名称及び型式

2 救助船の船名、船船番号、認定番号等

0				救助船	
粒			ĥ	救助船	
和	租	*	号	123-45678	
题	定		9	JCI2025-100	
梧 (最大	数 可 杨载人员+要想	能) 助来用影响		20人	

救助船の船舶所有者の記名欄(救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者

別表(救助船」水温③)

1	本船に搭載している救助船との	通信手段
	通信設備の名称及び型式	

2 放助船の船名、船舶番号、認定番号等

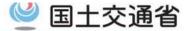
				救助船	
般			名	救助船	
船	舱	*	号	123-45678	
諰	定	-	号	JCI2025-100	
招 (景	範 可 大搭載人員+要約	「肥」) た助考用別枠	(八 定員)	20人	

教助船の船舶所有者の記名欄(教助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者

提出した申告書は、船舶検査の結了時に船舶所有者に 返却される。 返却された申告書は、船舶検査手帳に添付する。

例②の船舶Aの船舶検査証書のイメージ



(表面)

船種;	及び:	胎 名	船舶香牙、船舶	り検査済家の香気	▶又は 淡船登録香 号	船	籍港	又认	ま定	係港
汽船 船	舶	А	第2:	30-26	247号	東京	₹ 都	Ť	代日	田区
総トン数	又は船舶	の長さ	用		途	船	舶	所	有	者
(4.5	トン未満 5 9 メート	·/L)	旅	客	船	国	土	交	通	省
航行区域又は従業制限国際航海に従事する船舶にあってはその皆)	沿海 ただ が ら20		し御箱埼灯台 満灯台から 沙水域及び船	から90度 145度に 胎安全法施	に引いた線と 引いた線の間 行規則第 1 条	、宮城け 第6項。	県 南 本 切 水 切	陸町元 の海 に限	な幸か。	
最大	旅	客								137
と	船	員								2 J
う 載	その他	の乗船者								0.4
人員		it								15,
制即	↓	圧						_		
その他の	り航行上の	り条件	表面記載							
有效	カ 期	間	م	和 4年	4月22日	£	で			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 ^{令和 3年11月22日 (東京)} 日本小型船舶検査機構										

(裏面)

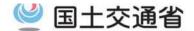
その他の航行上の条件

別紙の水域135においては、<u>2月1日から4月14日の間は旅客を 搭載して航行の用に供することを禁止する。</u> 別紙の水域135以外においては、旅客を搭載して航行の用に供す ることを禁止する。

(別紙)

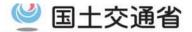
)示す範囲は、下表に招げる東の経度、南の 構成した水域をいう。	7時後、13971116、23971116、0388	いよう出まるいこか構定。	P 80 - 3617 - 604 - 603/04	X 会与され9 Q王 L の小
水域番号	小分類	北	南	菜	西
135	宫城県沿岸_01	北緯38度15分	北持38度	東経141度	東経140度45分
135	宫城県沿岸_02	北緯38度15分	北緯38度	束経141度15分	束縫141度
135	宫城県沿岸_03	北韓38度30分	北혜38度15分	東程141度15分	東줱141度
135	宫城県沿岸_04	北韓38度15分	北緯38度	東經141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_05	北緯38度30分	北荷38度15分	東経141度30分	東程141度15分
135	宫城県沿岸_06	北緯38度15分	北緯38度	東經141度45分	東經141度30分
135	宮城県沿岸_07	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度45分	東程141度30分
135	宫城祭沿岸_08	北緯38度45分	北緯38度30分	東經141度45分	東極141度30分
135	宫城栗沿岸_09	北韓39度	北緯38度45分	束经141度45分	東維141度30分
135	宮城県沿岸_10	北緯38度15分	北緯38度	東級142度	東羅141度45分
135	宮城県沿岸_11	北韓38旗30分	北緯38度15分	東經142度	莱槎141度45分
135	宫城県沿岸_12	北緯38度45分	北緯38度30分	東经142度	重發141度45分
135	宫城振沿岸_13	北韓39歲	北緯38度45分	東經142度	嘉 縫141度45分
135	宫城県沿岸_14	北緯39度0分36秒	北緯39度	東経141度42分	東發141度30分
135	宫城県沿岸_15	北韓38度46分	北緯38度30分	東緩141度30分	東 縣141度26分24利

例②の船舶Aの船舶検査手帳のイメージ(その1)



	船會	FRF	検査済票の番号		# 230	-26247号	
		長さ(LR)	4. 59 (∎ #60#	₹\$(L)	п	更
		# E (BR)	1. 98 (∎ ∎ #6 თ	• ₩ 8(B)	п	
	主要目	禄さ(DR)	0. 96	1 #6の≹	∰ta(D)	п	1
#6		全 문	7匹术	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	· ン教	4	
(#	製造者名	やマハ発動機 (構)			船舶検査済票の番号 第230-26247-		
	製造香型式	FLS	规	造香号	0000	166	
	予闢検査香号	42-91304	12 #64	識別香身	J P M	71100274818	
	機関の種類	船內外根 製	造 書 名 マーキュリー	社(米)			船舶検査手帳
	製造者型式	мсм з. ог		삤	色香 号	ZA190046	
	予闢検査香号	50-1400z	2		i	É 根限	
	連続最 大出力	69.87	KV 95.0	PS jest:	最大回転第	t 4400 rpn	-
F	根開の種類	"	造書名				
根	製造香型式			삤	告香 号		
M	予備検査委号				Ė	E 根果	
	這統最大出力。		RA	.PS 道统:	最大回転還	t Ipn	令和 1年 6月 6日 交付
	機関の種類	ᇖ	造者名	and FL 1 72 (2037	256 to 2507222014	ang <u>2007</u>	1000-4250-054301 614460 9159600 286500.50
	製造香型式			2 1	6 4 7		
	予續検査委号				7	. <i>₹</i> 7	日本小型船舶検査機構
	這統最大出力		Κ Λ	PS jest:	最大回転第	t rpn	1
ŧ	ブロペラ軸	材料 径	nn				
*	中間軸	材 料 径	nn]

例②の船舶Aの船舶検査手帳のイメージ(その2)

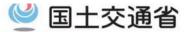


検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所	
平成28年 1月22日から 平成28年 4月22日まで	第5回 定期検査	主機換装	平成28年 3月16日 東京支部 日市川型 顧和除酒 饗構迎医	<u>船舶情報</u> ◆ 第1回定期検査 平成 4年 4月23日 新造 ◆ 特例の種類:特例1及び3
平成31年 1月22日から 令和 1年 7月22日まで	第一種 中間検査		令和 1年 6月 6日 東京支部 □洋肌型 顧船縦衝 鷹編型医	
令和 4年 1月22日から 令和 4年 4月22日まで	第6回 定期検査			
II				
- to	<u> </u>	~+= > _1 + _= + 4+ ==		
		手帳と共に甲告書 を確認することでヌ		置きするため、船舶所有者等は船舶検査手 「分かる。
	日古吉ノ		376-7373H 113 1 M	

隔壁の水密化等について(代替措置)

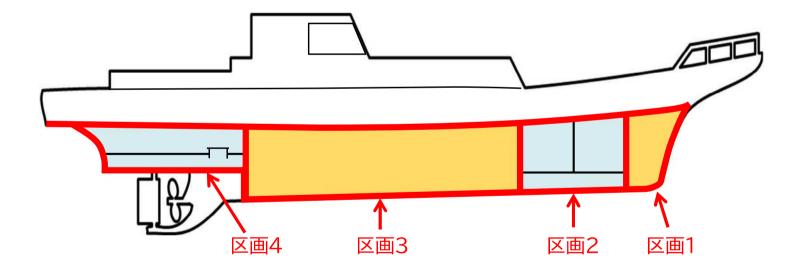


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

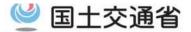


代替措置における区画及び隔壁

- ▶ 区画とは原則として船底外板、船側外板、上甲板、隔壁で囲まれた部分を指す。
- ▶ 隔壁とは船底から甲板まで達する隔壁を指し、水密性や穴の有無によらない。

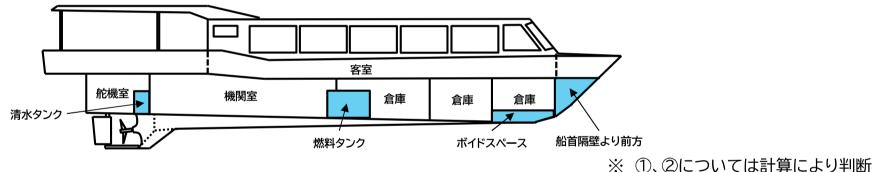


⁽注)下図の場合、4区画



- ▶ 以下の区画については浸水警報装置及び排水設備の設置を要しない。
 - ①一区画可浸となる区画
 - ② 区画長さ、乾弦及び深さを考慮して船舶が沈没する可能性が低いとみなし得る区画(注)
 - ③ 船首隔壁より前方の区画(現行規則の基準に適合する、最後端が0.08Lfまたは0.13Lの位置のもの)、 二重底、二重船殻、燃料タンク、清水タンク、活魚倉、発泡剤等が充填された区画
 - ④ 開口がボルト締め等で水密に閉鎖されたボイドスペース(注)

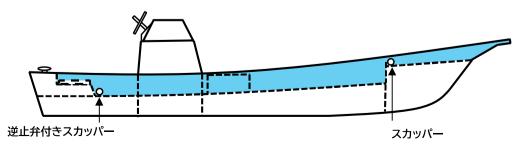
(注)②、④は、現存船と適用日から2年以内に建造契約した船舶のみ使用可能

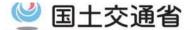


[※] ①、②については計算により判断

⑤ 閉囲されていない区画であって、放水口又は排水口により、打ち込んだ水を排出できる区画 (和船の暴露部等)

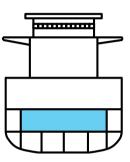
(ただし、排水口は、閉鎖装置が必要な場合にあっては逆止弁付きの閉鎖装置を備えるものであること。)



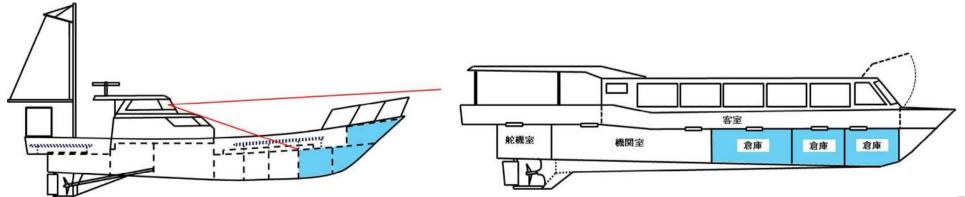


- ▶ 以下の区画については浸水警報装置及び排水設備の設置を要しない。
 - ① 船楼、甲板室、二重底、サイドタンク、コファダム等に囲まれて、外部に暴露しない区画

(打ち込み・損傷による浸水の可能性が低い区画)



- ▶ 以下の区画については浸水警報装置の設置を要しない。
 - 当該区画に設けられたすべての開口が、主操舵席より航行中に目視又はカメラ等により、打ち込みによる浸水を 確認できる区画(左図)
 - ② 開口が船楼又は甲板室等によって閉囲されている、打ち込みによる浸水の可能性が低い 区画(右図)



その他



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

知床沖遊覧船事故の概要及び知床遊覧船事故対策検討委員会 国土交通省

1. 事故概要

〇 令和4年4月23日午後1時13分ころ、北海道知床半島沖合で、乗員乗客 26 名が乗った遊覧船「KAZU I」(ウトロ港〜知床岬の往復予定)について、「船首部分より浸水し、沈みかかっている」旨、海上保安庁第一管区海上保安本部に連絡あり。

〇 令和4年4月29日午前11時7分ころ、カシュニの滝約1km沖合の海底で「KAZU I」を確認。



2. 知床遊覧船事故対策検討委員会

事故を踏まえ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、令和4年4月28日に設置。

【委員】

弁護士、消費者団体、海事法制、舶用工学、船員養成等の有識者14名で構成

山内 弘隆 一橋大学 名誉教授(委員長) 河野 真理子 早稲田大学法学学術院 教授(委員長代理) 安部 誠治 関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授 梅田 直哉 大阪大学大学院工学研究科 教授 海野 康子 (一財)日本消費者協会 理事 小松原 明哲 早稲田大学理工学術院 教授 庄司 るり 東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授 高橋 晃 道東観光開発 代表取締役社長 田中 義照 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所企画部 研究特命主管 中山 龍太郎 弁護士 野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授 眞嶋 洋 (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 前理事長 南 健悟 日本大学法学部 教授 渡邊 勝吉 (一社)日本旅客船協会 理事	【スケジュール】 4月28日 検討委員会の設置 5月11日 第1回検討委員会 5月20日 第2回検討委員会 5月27日 第3回検討委員会 6月10日 第4回検討委員会 6月24日 第5回検討委員会 7月14日 第6回検討委員会 7月14日 第6回検討委員会 10月21日 第8回検討委員会 11月8日 第9回検討委員会 12月22日 第10回検討委員会(取りまとめ)
(オブザーバー) 海上保安庁 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室	

~安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現~

①事業者の安全管理体制の強化 ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設 事業許可更新制度の創設 ・届出事業者の登録制への移行 ・**運航の可否判断**の客観性確保 ・避難港の活用の徹底 ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等 2船員の資質の向上 ・**船長**要件の創設 (事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、 初任教育訓練、乗船履歴) ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等 ③船舶の安全基準の強化 ・法定無線設備から携帯電話を除外 ・業務用無線設備等の導入促進 ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 ・**船首部の水密性**の確保 (既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)

等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
 (安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、
 抜き打ち・リモートによる監視の強化、
 裏取り・フォローアップの徹底、
 自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し (違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)

等

⑤船舶検査の実効性の向上

・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法 の総点検・是正と監督の強化(バッチカバー等を含む)

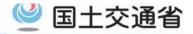
等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し



① 業務用無線設備

✓ 本船と本件会社事務所との間に有効な通信手段がなかったため、本船船長が、航行中に本件会社の人員から情報提供 や助言等の支援を受けることができなかったことによるものと考えられる。(最終報告書(令和5年9月7日))

② 非常用位置等発信装置

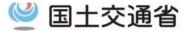
✓ 本船には、位置を特定する情報発信機器が備えられていなかったが、小型旅客船においても、同機器を設備することにより、早期に発見されることが期待できるものと考えられる。また、小型旅客船においても、遭難した際、救助機関等による一刻も早い発見に繋がるよう、EPIRB等の位置情報発信機器を搭載することが望ましい。(最終報告書)

③ 改良型救命いかだ等

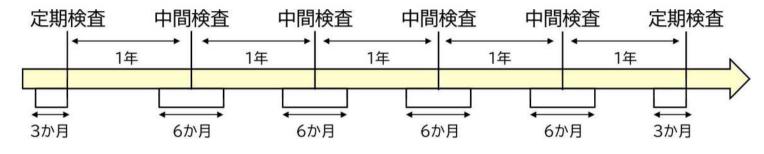
- ✓ 本船に備えている救命設備では、海面水温約4℃の海水に浸かる状態となった後すぐに救助しない限り、人が生存している間に救助できる可能性は極めて低い。(最終報告書)
- ✓ 小型旅客船が沈没したとしても、旅客等が直接海水に触れない救命設備を開発して、水面温度が低い海域を航行する小型旅客船に対し、同救命設備の導入を促す必要がある。(最終報告書)

④ 隔壁の水密化等

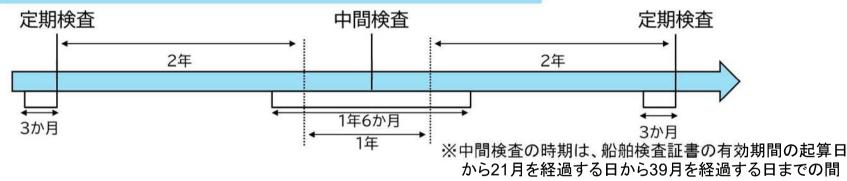
- ✓ 船首甲板部ハッチから上甲板下の船首区画に海水が流入して、倉庫区画、機関室及び舵機室へと浸水が拡大し、沈没したことにより発生したものと考えられる。(略)浸水が拡大したことについては、隔壁に開口部があるなど、上甲板下の区画が水密性を欠く構造であったことが関与したものと考えられる。(最終報告書)
- ✓ 国土交通大臣は、今後、安全性を更に高める観点から、限定沿海区域を航行区域とする小型旅客船の隔壁の水密化に関し、検討すること。(国土交通大臣への意見(令和4年12月15日)、最終報告書にも指摘あり)
- ◆ 小型旅客船の隔壁の水密化や遭難時の非常用位置等発信装置の積み付けの義務化といった浮沈性の確保及び遭難位置の特定に関する措置も含まれているが、この2点は、乗船者の生存を確保するため、また、救助機関が捜索・救助を効果的に行う上でも重要であることから、特に早期実現が望まれる。(最終報告書)



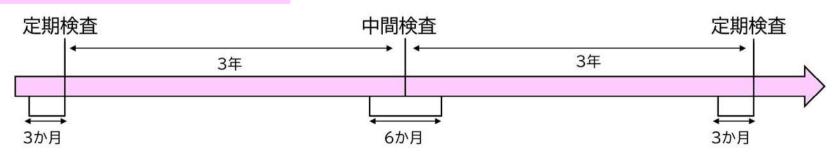
□ ①旅客船(5トン以上)



□ ①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



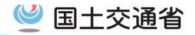
□ ②旅客船以外の事業船(20トン未満)

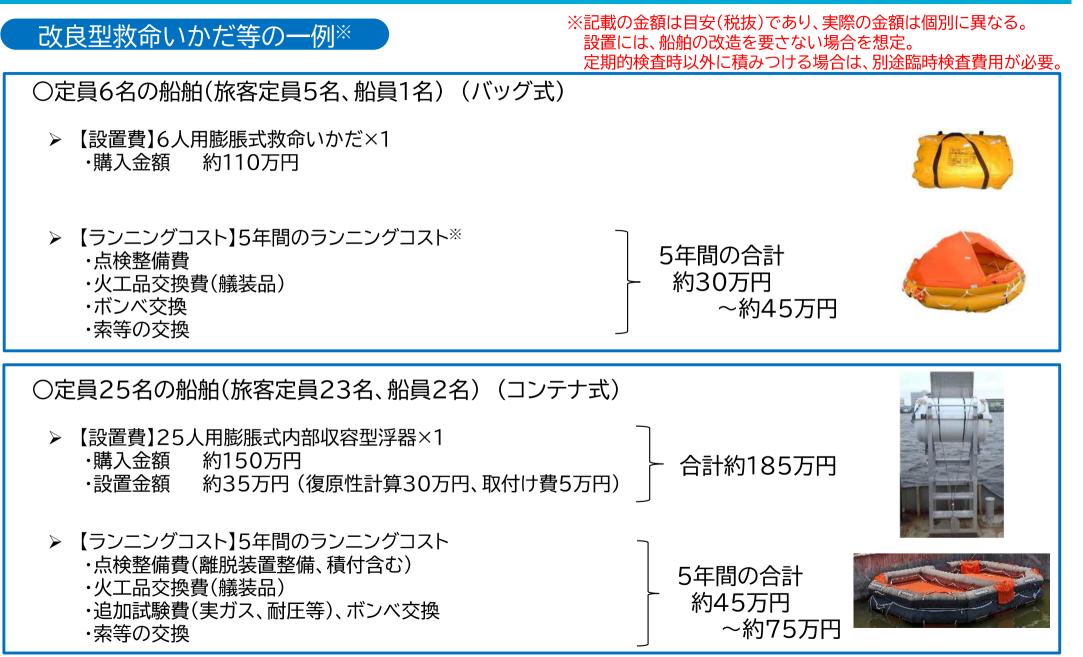


無線設備・非常用位置等発信装置の設置・維持にかかる費用 🤎 国土交通省

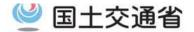


改良型救命いかだ等の設置・維持にかかる費用





浸水警報装置・排水設備等の搭載に係る費用



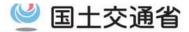
- ▶ 複数の造船所等に対し、いくつかの船型に対し浸水警報装置・排水設備等を船舶に搭載する際の見積もり 費用をヒアリングし、作成した。
- ▶ 記載の金額は目安であり、実際の金額は個船ごとに異なる。また、別途、工事事業者の移動費等が加算されることがある。

浸水警報装置					0
搭載する 浸水警報装置の数	検知器の購入費用	追加機器(アラーム等) の購入費用	工事費用	工事にかか る日数	検知器
1個	0.6万円~ × 1個	5万円~	2万円~	半日~	
2個	0.6万円~ × 2個	7万円~	4万円~	1日~	DILGE WATER ALARM POWER ALARM
3個	0.6万円~ × 3個	10万円~	4万円~	1日~	SERMORED
投げ込み式排水ポンフ	°%1				100
搭載する 投げ込み式排水ポンプの数	排水ポンプの購入費用	追加機器(電源ソケット 等)の購入費用	工事費用※2	工事にかか る日数 ^{※2}	
1個	0.3万円~ × 1個	0.3万円~	0.8万円~	1日~	投げ込み式排水ポンプ
(参考)固定式排水ポン	プ ^{※1}				
搭載する 固定式排水ポンプの数 ^{※3}	排水ポンプの購入費用	追加機器(配管、継手等) の購入費用	工事費用	工事にかか る日数	
1個	3万円~ × 1個	1万円~	4万円~	半日~	
2個	3万円~ × 2個	2万円~	6万円~	1日~	
3個	3万円~ × 3個	3万円~	8万円~	2日~	固定式排水ポンプ
※1 投げ込み式排水ポンプ又は固定	定式排水ポンプのどちらかを搭載す	ればよい。			

※1 投口込み式排水ホノノス| ※2 工事不要の場合がある。

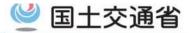
※3 対象の区画が浸水した場合に排水できるよう搭載する。なお、吸排水管を接続することで、1個の固定式排水ポンプで対象の区画から排水することも可能。 62 出典:マリンサービス児島(株)カタログ、株式会社工進HP

検査機関(JCI)の連絡先について



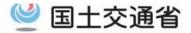
支部		所在地	電話番号	管轄区域
札幌支部	〒003-0809	北海道札幌市白石区菊水9条4-3-10	011-837-1102	北海道の一部
函館支部	〒040-0052	北海道函館市大町 9-20 カクタスビル2階	0138-26-3583	北海道の一部
青森支部	〒030-0803	青森県青森市安方 1-1-32 水産ビル5階	017-777-2491	青森県、岩手県の一部、秋田県の一部
仙台支部	〒985-0011	宮城県塩竃市貞山通 3-4-6	022-364-8647	岩手県の一部、秋田県の一部、宮城県、山形県、
	1 985-0011	占观宗温电印良山迪 3-4- 0	022-304-8047	福島県の一部
千葉支部	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1-16-21	043-204-9701	茨城県、千葉県
東京支部	〒136-0082	東京都江東区新木場 1-2-15	03-3522-5330	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都
横浜支部	〒236-0004	神奈川県横浜市金沢区福浦 2-15-22	045-780-3450	神奈川県
新潟支部	〒950-0066	新潟県新潟市東区長者町 6-1	025-279-3690	福島県の一部、新潟県、長野県の一部
金沢支部	〒920-0027	石川県金沢市駅西新町 2-15-37 コ-ワ102ビル2階	076-222-2645	富山県、石川県、福井県の一部
浜松支部	〒432-8033	静岡県浜松市中央区海老塚 1-8-27	053-455-0643	静岡県の一部、愛知県の一部
沼津支部	〒410-0853	静岡県沼津市常盤町 1-2-6 Mビル常盤1階	055-952-3981	山梨県、静岡県の一部
名古屋支部	〒461-0048	愛知県名古屋市東区矢田南 1-4-15	052-712-3151	長野県の一部、岐阜県、愛知県の一部
鳥羽支部	〒517-0011	三重県鳥羽市鳥羽 3-7-7 NTT鳥羽ビル第3棟2階	0599-25-6151	三重県
大津支部	〒520-0002	滋賀県大津市際川 1-2-12	077-525-2687	滋賀県、京都府の一部
舞鶴支部	〒624-0913	京都府舞鶴市字上安久 135-5 第2西矢ビル	0773-76-3282	福井県の一部、京都府の一部、兵庫県の一部
大阪支部	〒551-0031	大阪府大阪市大正区泉尾 7-7-3	06-6554-0151	大阪府、奈良県
神戸支部	〒651-2132	兵庫県神戸市西区森友 2-47-4	078-925-1300	兵庫県の一部
和歌山支部	〒642-0002	和歌山県海南市日方1242-6	073-482-6665	和歌山県
境支部	〒684-0046	鳥取県境港市竹内団地 277 番の 2	0859-47-2220	鳥取県、島根県
岡山支部	〒702-8006	岡山県岡山市中区藤崎 551-14	086-200-1780	岡山県
広島支部	〒734-0011	広島県広島市南区宇品海岸 3-9-38	082-254-6027	広島県の一部、愛媛県の一部、山口県の一部
尾道支部	〒722-0036	広島県尾道市東御所町 9-1 尾道ウォ-タ-フロントビル4階	0848-23-7250	広島県の一部、愛媛県の一部
下関支部	〒752-0953	山口県下関市長府港町 1-7	083-245-3241	山口県の一部、福岡県の一部
高松支部	〒760-0080	香川県高松市木太町 2682-3	087-812-2306	徳島県、香川県、高知県の一部
松山支部	〒791-8062	愛媛県松山市住吉 2-12-9	089-952-3463	愛媛県の一部、高知県の一部
福岡支部	〒812-0044	福岡県福岡市博多区千代 6-1-57	092-632-0552	福岡県の一部、佐賀県の一部、長崎県の一部
長崎支部	〒859-0401	長崎県諫早市多良見町化屋 1852-2	0957-43-5090	佐賀県の一部、長崎県の一部
三角支部	〒869-3207	熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179	0964-52-3800	熊本県
大分支部	〒874-0947	大分県別府市浜脇1-20-30	0977-21-2461	大分県、宮崎県の一部
鹿児島支部	〒891-0122	鹿児島県鹿児島市南栄 6-2-11	099-262-3801	宮崎県の一部、鹿児島県の一部
沖縄支部	〒900-0012	沖縄県那覇市泊 3-1-8	098-863-7002	鹿児島県の一部、沖縄県

検査機関(地方運輸局等)の連絡先について①



都道府県	運輸局	所在地	電話番号	備考
北海道	北海道運輸局	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-290-2774	
青森県				
岩手県				
宮城県	- 東北運輸局	 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7514	
秋田県			022 751 7514	
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県		 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7219	
千葉県		Z31-0433 (读从11中区北印通3-37 (读从名2日间7) 音	0+0 211 7213	
東京都				
神奈川県				
山梨県				
新潟県				
長野県	北陸信越運輸局	 〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎	025-285-0156	
富山県	10 生口/感/毛荆/印		023 203 3130	
石川県				
福井県				
静岡県				
愛知県	中部運輸局	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8017	
岐阜県				
三重県	-			
滋賀県				
京都府				
大阪府	近畿運輸局	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6421	
奈良県				
和歌山県				

検査機関(地方運輸局等)の連絡先について②



都道府県	運輸局	所在地	電話番号	備考
兵庫県	神戸運輸監理部	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-321-7055	
鳥取県				
島根県				
岡山県	中国運輸局	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-228-8709	
広島県	中国建制的		002 220 0103	
山口県				下関市、宇部市、山陽小野 田市、長門市を除く
ШЦЖ	九州運輸局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3182	下関市、宇部市、山陽小野 田市、長門市
徳島県				
香川県	四国運輸局	- 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6826	
愛媛県	口巴连制的		007 002 0020	
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県	九州運輸局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3182	
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	沖縄総合事務局運輸部	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1839	